

# 熊本県公報

第12890号  
令和2年(2020年)  
1月14日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 熊本都市計画道路の変更…………… (都市計画課) 2
- 大津都市計画道路の変更…………… ( " ) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( " ) 3
- 白川・菊地川地域森林計画の樹立…………… (森林整備課) 4
- 緑川地域森林計画の変更…………… ( " ) 4
- 球磨川地域森林計画の変更…………… ( " ) 5
- 天草地域森林計画の変更…………… ( " ) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 5
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 6
- 公共測量の終了…………… (監理課) 6
- 公共測量の実施…………… ( " ) 6
- 国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)(都市計画道路中九州  
横断道路大津熊本線)の環境影響評価書の縦覧…………… (都市計画課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 8

### 登 載 依 頼

- 熊本県監査基準の策定…………… (監査委員事務局) 8

## 告 示

### 熊本県告示第25号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社つなぐ	訪問看護ステーション なないろ	球磨郡あさぎり町上東1934番地2	令和2年(2020年)1月21日	訪問看護

### 熊本県告示第26号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社つなぐ	訪問看護ステーション なないろ	球磨郡あさぎり町上東1934番地2	令和2年(2020年)1月21日	介護予防訪問看護

熊本県告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ニチイケアセンターあさぎり 球磨郡あさぎり町免田西 2659番地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河 台二丁目9番地 森 信介	居宅介護 重度訪問介護	令和元年（ 2020年） 1月1日

熊本県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類  
熊本都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域  
合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字北鳥越、字宇土、字迎五本松、字坂ノ上、大字幾久富字下砂土原、字上請地、字中原、字笹山、大字上庄字高見、字老ノ口、字喜瀬ノ上、字中原、字中野、字揚土、字田久保、字豆ヶ原、字大坪、大字栄字豆原、字碩本、字北受、字石本、字中野、大字合生字辻久保、字汐浸、字辻原、字小合志原、大字御代志字亀甲、字宅地、字天神免、字古屋敷、大字野々島字沖田、字中原、字枇杷田、字野田原、字矢具原、字芝原、字駄飼場、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野の各一部
- 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類  
大津都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域  
大津町大字杉水字中津、字二の迫、字一の迫、字東岩迫、字下源場及び字飛宮の各一部
- 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第30号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類

有限会社キョー シン福祉会 熊本市北区龍田 五丁目12番1 号	みずき苑 熊本市北区龍田五 丁目12番4号	432100020	令和元年(2 019年)1 2月26日	認知症対応 型共同生活 介護
---	-----------------------------	-----------	---------------------------	----------------------

**熊本県告示第31号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**丸尾A地区急傾斜地崩壊危険区域**

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	天月字村本	132
2	〃	〃	〃
3	〃	〃	204-1
4	〃	〃	204-2
5	〃	〃	105
6	〃	〃	107
7	〃	〃	108
8	〃	〃	127
9	〃	〃	128

**公 告**

**熊本県公告第16号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロードシティ  
球磨郡錦町西字打越715番1号 外
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社九州リースサービス  
代表取締役 藤丸 修  
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号  
(変更後) 株式会社九州リースサービス  
代表取締役 磯山 誠二  
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 届出年月日  
令和元年（2019年）12月23日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課  
令和2年（2020年）1月14日から令和2年（2020年）5月14日まで

**熊本県公告第17号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロードシティ  
熊本県球磨郡錦町西字打越715番1号 外
- 2 事前相談内容：変更
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 149台  
(変更後) 155台 U棟西側 駐輪場No.7新設
    - ② 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 1,085.5m<sup>2</sup>  
(変更後) 1,135.2m<sup>2</sup> U棟北側 荷さばき施設No.11新設  
V棟東側 荷さばき施設No.12新設
    - ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 315.99m<sup>3</sup>  
(変更後) 320.79m<sup>3</sup> U棟西側 廃棄物保管施設No.15新設  
V棟東側 廃棄物保管施設No.16新設
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
既存の店舗については変更なし  
U棟 24時間  
V棟 9:00～20:00
    - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場No.1～8 8:30～0:30  
(変更後) 駐車場No.1～8 8:30～0:30  
駐車場No.9 24時間
    - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 駐車場No.1～8 5箇所 店舗敷地北側、西側及び東側  
(変更後) 駐車場No.1～9 6箇所 店舗敷地北側、西側及び東側
    - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
既存の荷さばき施設については変更なし  
荷さばき施設No.11 6:00～22:00  
荷さばき施設No.12 6:00～22:00
- 3 変更する年月日  
令和元年(2019年)12月24日
- 4 届出年月日  
令和元年(2019年)12月23日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課  
令和2年(2020年)1月14日から令和2年(2020年)5月14日まで

熊本県公告第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により白川・菊池川地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

令和2年(2020年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 令和2年(2020年)1月14日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

令和2年(2020年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 令和2年(2020年)1月14日から

- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

#### 熊本県公告第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 令和2年（2020年）1月14日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課

#### 熊本県公告第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 令和2年（2020年）1月14日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

#### 熊本県公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字下出口2967番7及び同2967番24  
226.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋272番地1サンハイム須屋A棟301号  
成瀬 悠一

#### 熊本県公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字下出口2967番5及び同2967番23  
211.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市西区新土河原二丁目4番30号リバコートM102  
大澤 悠太

#### 熊本県公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字平田字境1319番3、同1319番4、同町大字福原字境鶴1  
105番2及び同1106番1  
315.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡益城町大字小谷2083番地7テクノ仮設団地24棟3号  
島津 孝子

**熊本県公告第25号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	大久保地区	平成21年（2009年）12月24日	令和元年（2019年）5月29日	熊本県

**熊本県公告第26号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局八代平野農業水利事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点設置）	平成30年（2018年）10月15日から 平成31年（2019年）3月19日まで	八代市古麓町地内他
公共測量（基準点設置）	平成30年（2018年）11月26日から 平成31年（2019年）3月29日まで	八代市豊原上町地内他
公共測量（基準点設置）	平成30年（2018年）12月19日から 平成31年（2019年）3月18日まで	八代市豊原上町地内他

**熊本県公告第27号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代平野農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点設置）	令和2年（2020年）1月6日から 令和2年（2020年）3月25日まで	八代市鏡町有佐地内他

**熊本県公告第28号**

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条第2項の規定に基づき、国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）（都市計画道路中九州横断道路大津熊本線）の環境影響評価書を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により、次のとおり公告し、環境影響評価書、これを要約した書類及び同法第24条の書面（以下「評価書等」という。）を公衆の縦覧に供する。  
令和2年（2020年）1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画決定権者の名称

- (1) 熊本県  
熊本県知事 蒲島 郁夫  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (2) 熊本市  
熊本市長 大西 一史  
熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

2 事業予定者の氏名及び住所（事業予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所

在 地)

国土交通省九州地方整備局  
国土交通省九州地方整備局長 村山 一弥  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)  
(大津都市計画道路 1.4.1号 中九州横断道路大津熊本線)  
(熊本都市計画道路 1.4.6号 中九州横断道路大津熊本線)

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

道路延長 約14km 車線数 4車線

4 都市計画対象事業が実施されるべき区域

熊本市、合志市及び菊池郡大津町

5 関係地域の範囲

熊本市、菊池市、合志市、菊池郡大津町及び菊池郡菊陽町

6 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、国土交通省熊本河川国道事務所調査第二課、  
熊本県県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策部都市政策課、  
熊本市北区役所区民部総務企画課、合志市都市建設部都市計画課及び大津町土木  
部建設課

(2) 期間

令和2年(2020年)1月14日から令和2年(2020年)2月13日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) インターネットによる公表

インターネットによる公表については、熊本県及び熊本市のホームページに掲載  
する。

熊本県ホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>)

熊本市ホームページ (<http://www.city.kumamoto.jp/>)

熊本県公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の  
規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告  
する。

令和2年(2020年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字高木字大手木388 8番ほか2筆
農事組合法人あそ 小倉	阿蘇市小倉	阿蘇市小倉字中原401番ほか23筆
農事組合法人あそ 小倉	阿蘇市小倉	阿蘇市小倉字塔ノ本200番2番ほか2 07筆
木村 広典	阿蘇市内牧	阿蘇市湯浦字南新井手224番ほか2筆
下村 委也	阿蘇市黒川	阿蘇市湯浦字北新井手336番1ほか1 筆
村上 守	阿蘇市永草	阿蘇市永草字岩倉1228番ほか3筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)1月7日

熊本県公告第30号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の  
規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告  
する。

令和2年(2020年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人東網道	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字四五番割718番ほか2筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字堀川1093番1ほか4筆
那須 博幸	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字上車385番2ほか4筆
那須 博幸	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字上車381番1ほか2筆
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字城平4063番ほか2筆
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3204番2ほか7筆
木崎 俊充	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字岩坂3097番ほか1筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)1月7日

熊本県公告第31号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
坂本 隆樹	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1999番
河北 真利	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字上原3226番
谷口 一也	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字新替1972番ほか1筆
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字宮ノ前553番ほか5筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5番19ほか5筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2232番2
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字京出1604番ほか1筆
浅生 今治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字永井田662番1ほか1筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)1月7日

登 載 依 頼

熊本県監査委員告示第1号

熊本県監査基準を次のように定める。

令和2年1月14日

熊本県監査委員 濱 田 義 之  
 // 竹 中 潮  
 // 渕 上 陽 一  
 // 前 田 憲 秀

熊本県監査基準

第1章 一般基準



(監査委員が行うことと) 監査、検査、審査その他の行為の目的) 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

第1条 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

2 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

3 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

第2条 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

1 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

2 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

3 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

4 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

5 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

6 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

7 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

8 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

2 監査委員は、行員が執行する業務のうち、本基準における監査等が次に掲げるもの

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有すること求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織的阻害要因をいふ。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の事前把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事象を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等(評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(制度に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、制度の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、制度に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

なお、必要に応じ、関係機関との意見交換を行うものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については報告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等の記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 本基準に準拠している旨

二 監査等の種類

三 監査等の対象

四 監査等の着眼点(評価項目)

五 監査等の実施内容

六 監査等の結果

2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定めると事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていること

二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていること

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他

の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること

六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のおり審査した限りにおいて、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項が記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

八 評価報告書審査 知事が作成した評価報告書について、監査委員が確認した制度の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び制度の不備について重大な不備に当た

- 判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること
- 3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び制度の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。  
(合議)
- 第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。
- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
  - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
  - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
  - 四 決算審査に係る意見の決定
  - 五 基金運用審査に係る意見の決定
  - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
  - 七 評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び知事等に提出するとともに公表するものとする。  
(公表)
- 第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。
- 一 監査の結果に関する報告の内容
  - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
  - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
- (措置状況の公表等)
- 第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。
- 附 則  
本基準は、令和2年4月1日から施行する。